

日本ペプチド学会「Accounts of Peptide Science Japan」編集委員会規程

第1条（設置目的）

本学会は、学会誌「Accounts of Peptide Science Japan」（以下「本誌」という）の編集、査読、出版方針の企画・運営を行うため、編集委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

第2条（構成）

本委員会は、委員長および委員より構成する。

第3条（委員の選任）

1. 編集委員長はペプチド学会広報担当理事が務めるものとする。
2. 編集委員長は、ペプチド学会正会員の中から編集委員を理事会に推薦し、理事会の承認を経て、選出する。なお編集委員の定員は10名程度とする。

第4条（編集事務局）

1. 出版、編集の実務を担当するため編集委員会の下に、編集事務局をおくことができる。
2. 事務局員は編集委員長の推薦により、会長が指名する。

第5条（任期）

編集委員および編集委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期（6年）を超えて在任することは原則として避けるものとする。

第6条（編集委員長の職務）

編集委員長は、編集委員会を主宰し、本誌の発刊に関わる業務全体を統括する。

1. 編集委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を指名することができる。副委員長は委員長を補佐し、必要なときは委員長の職務を代行する。
2. 委員長は定例の理事会において当該委員会の活動状況を報告する。
3. 編集委員長は、出版方針や投稿規程、出版倫理方針の策定・改訂に関して、委員会を代表して原案をまとめ、理事会に提案する。

第7条（編集委員会の職務）

本委員会は、以下の業務を行なう。

1. 執筆者候補の選出を行い、委員長名で候補者に依頼する。

2. **Account** については、投稿原稿の査読をペプチド学会正会員に依頼する。
3. 査読結果をもとに掲載の可否を審議、決定する。
4. 査読経過、結果を記録する。
5. 査読規程、投稿規程、著作権方針、利益相反方針、撤回・訂正方針等の審議・策定を行う。
6. **Information** については掲載内容を、**Essay** については掲載可否を審議し決定する。
7. その他、本誌の円滑な運営に必要な事項の協議・実行を行う。

第8条（規程の制定および改正）

本規程の制定および改正は、編集委員会の議を経て、理事会の決議によって行う。

第9条（施行細則）

本規程にもとづく「投稿規程」やその他の必要な施行細則は、編集委員会において別途定め、理事会に報告、承認を得る。

第10条（施行期日）

本規程は、2025年4月17日より施行する。